

# 青森県報

号外第二十七号

平成二十三年  
三月三十日  
(水曜日)

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

### 目 次

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一  
青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(同) ……六

### 訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令……………(人事課) ……六  
青い森セントラルパークチーム設置規程……………(同) ……七  
まるごとあおもり情報発信チーム設置規程……………(同) ……八  
行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……九  
原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一〇  
並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一〇  
人づくり戦略チーム設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一一  
県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一二  
青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一二  
青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一二

### 規

### 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

目次中「第十三条の三」を削り、  
「第七目の二 エネルギー総合対策局各課の分掌事務(第十六条の二)」を  
「第七目の二 観光国際戦略局各課の分掌事務(第十六条の二)」  
「第七目の三 エネルギー総合対策局各課の分掌事務(第十六条の三)」  
「第六条の三」を「第十六条の四」に、「第四十五条」を「第四十七条」に改め、  
「第一款の三 企画政策部の出先機関の名称及び所掌事務等」を削り、「第八十九条」を「第九十三条」に改め、「第五目 美術館(第九十条 第九十三条)」を削り、  
「第五款の二 エネルギー総合対策局の出先機関の名称及び所掌事務等」を  
「第五款の二 観光国際戦略局の出先機関の名称及び所掌事務等」  
第一目 美術館(第二百二十二条の二・第二百二十二条の三) に改める。  
第五款の三 エネルギー総合対策局の出先機関の名称及び所掌事務等」  
第七条中「県土整備部」を「県土整備部 観光国際戦略局」に改める。  
第七条の二の表商工労働部の項を削る。  
第八条第一項の表企画政策部の項中「新幹線・交通政策課」を「交通政策課」に改め、同表健康福祉部の項中「健康福祉政策課」の下に「がん・生活習慣病対策課」を加え、同表商工労働部の項中「国際交流推進課」を削り、県土整備部の項の次に次のように加える。

観光国際戦略局	観光企画課、観光交流推進課、国際経済課
---------	---------------------

第八条第二項の表商工労働部観光局の項を削る。

第十条の総務部の項の第五号中「他部」の下に、「観光国際戦略局」を加え、同条の商工労働部の項の第一号中「工業及び観光」を「及び工業」に改め、同項の第四号を削り、同条の県土整備部の項の次に次のように加える。

観光国際戦略局

一 観光に関する事項

二 国際交流に関する事項

第十条の二の観光局の項を削る。

第十一条の人事課の項の第十二号中「二部以上又は部及びエネルギー総合対策局」を「二以上の第七条に規定する部又は局」に、「部又はエネルギー総合対策局」を「同条に規定する部又は局」に改め、同条の防災消防課の項の第六号中「防災行政用無線電話」を「防災行政用情報通信網」に改める。

第十一条の二の企画調整課の項の第八号中「各部」の下に、「観光国際戦略局」を加え、同条の新幹線・交通政策課の項中「新幹線・交通政策課」を「交通政策課」に改め、同項の第二号を次のように改める。

二 北海道新幹線の建設促進に関すること。

第十三条の健康福祉政策課の項の次に次のように加える。

がん・生活習慣病対策課

一 がん及び生活習慣病の医療及び予防に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

二 健康増進に関すること。

三 口こう保健に関すること。

第十三条の保健衛生課の項の第一号を次のように改める。

一 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること（がん・生活習慣病対策課の分掌に係る事務を除く。）。

第十三条の保健衛生課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 栄養士及び調理師に関すること。

第十三条の保健衛生課の項中第八号を第六号とし、第九号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十三条の二の前の見出しを削る。

第十三条の二に見出しとして「（商工労働部各課の分掌事務）」を付し、同条中

「（観光局の下に設ける課を除く。）」を削り、同条の国際交流推進課の項を削る。

第十三条の三を削る。

第十四条の構造政策課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条の農村整備課の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十三 中山間地域等直接支払事業に関すること。

第十六条の都市計画課の項中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 第六条第三項の規定に基づき県土整備部に設置された機関の庶務に関すること。

第十六条の高規格道路・津軽ダム対策課の項の第七号を削る。

第二章第二節第二款第八目中第十六条の三を第十六条の四とし、同款第七目の二中第十六条の二を第十六条の三とし、同目を同款第七目の三とし、同款第七目の次に次の一目を加える。

第七目の二 観光国際戦略局各課の分掌事務

（観光国際戦略局各課の分掌事務）

第十六条の二 観光国際戦略局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光企画課

一 局内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

二 局の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。

三 観光振興に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

四 観光に係る調査及び統計に関すること。

五 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること（施設に係る事務に限る。）。

六 観光施設の整備促進に関すること。

七 旅行業に関すること。

八 コンベンションの誘致に関すること。

九 観光関係団体及びコンベンションビューローの育成指導に関すること。

十 美術資料取得等基金に関すること。

- 十一 青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関する事。
- 十二 美術館及び水族館に関する事。
- 十三 局内他課の主管に属しない事務に関する事。

- 観光交流推進課
  - 一 観光振興に係る施策の推進に関する事。
  - 二 観光資源の開発に係る施策の推進に関する事。
  - 三 国際観光の振興に係る施策の企画及び立案に関する事。
  - 四 通訳案内士に関する事。

- 国際経済課
  - 一 海外の地域との産業、経済、文化その他の分野における交流に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。
  - 二 農林水産物その他の県産品の輸出促進に関する事。
  - 三 国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
  - 四 国際交流の総合的な推進に関する事。
  - 五 海外移住に関する事。
  - 六 海外技術協力に関する事。

第十七条第二十号中「調達（青森県物品調達規則（昭和三十二年三月青森県規則第十九号）別表の第二号から第七号までに掲げる物品の調達）を「取得（青森県財務規則第二百七十一条第一号から第六号までに掲げる物品の取得）」に改め、同条第二十一号を削る。

第十七条の二の会計管理課の項の第十三号中「調達（青森県物品調達規則別表の第二号から第七号までに掲げる物品の調達）を「取得（青森県財務規則第二百七十一条第一号から第六号までに掲げる物品の取得）」に改め、同条第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

第十九条の二第一項中「エネルギー総合対策局」を「観光国際戦略局及びエネルギー総合対策局」に改める。

第十九条の二の第三第二項中「東北新幹線延伸」を「東北新幹線」に、「東北新幹線延伸後における並行在来線」を「青い森鉄道線」に改める。

第十九条の三第一項中「部」の下に「観光国際戦略局」を加える。

第十九条の四第一項中「商工労働部観光局及び」を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十条第二項中「総務学事課」を「税務課」に、「税務課」を「総務学事課」に

改め、同条第三項中「及び新幹線・交通政策課」を「広報広聴課、情報システム課及び統計分析課」に、「広報広聴課、情報システム課及び統計分析課」を「交通政策課」に改め、同条第四項中「及び環境政策課」を「原子力安全対策課及び自然保護課」に、「原子力安全対策課及び自然保護課」を「及び環境政策課」に改め、同条第五項中「医療薬務課及び保健衛生課」を「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」に、「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」を「がん・生活習慣病対策課、医療薬務課及び保健衛生課」に改め、同条第六項中「及び局長」を削り、「工業振興課及び新産業創造課」を「及び労政・能力開発課」に、「国際交流推進課、労政・能力開発課、観光局観光企画課及び観光局新幹線交流推進課」を「工業振興課及び新産業創造課」に改める。

第二十条の二第一項中「エネルギー総合対策局」を「観光国際戦略局及びエネルギー総合対策局」に改める。

第二十条の三第一項中「部」の下に「観光国際戦略局」を加え、同条第二項中「技術的事項、」の下に「観光国際戦略局及び」を加える。

第二十一条第一項中「部」の下に「観光国際戦略局」を加える。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。  
（主幹専門員）

第二十三条の六 課に必要なに応じ主幹専門員を置く。  
2 主幹専門員は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第二十四条を第二十三条の七とし、同条の次に次の一条を加える。  
（主任専門員）

第二十四条 課に必要なに応じ主任専門員を置く。  
2 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第二十四条の四第一項中「エネルギー総合対策局」を「観光国際戦略局及びエネルギー総合対策局」に改める。

第二十五条の七を次のように改める。

第二十五条の七 出納局の課に必要なに応じ主幹専門員を置く。  
2 主幹専門員は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第二十五条の十を第二十五条の十一とし、第二十五条の九を第二十五条の十とし、

第二十五条の八の次に次の一条を加える。

第二十五条の九 出納局の課に必要な応じ主任専門員を置く。

2 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第二十八条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 美術館

第二十八条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条第二項第三号中「者」を「法人」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 個人の事業税

第三章第二節第一款の三の款名及び同款第一目の目名を削る。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

第四十六条及び第四十七条 削除

第八十条の表青森県北海道情報センターの項を削る。

第三章第二節第三款の二第五目の目名を削る。

第九十条から第九十三条までを次のように改める。

第九十条から第九十三条まで 削除

第九十五条の表中「黒石市」を「青森市」に改める。

第三章第二節中第五款の二を第五款の三とし、第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 観光国際戦略局の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 美術館

(所掌事務)

第二百二十二条の二 美術館は、次の事務を所掌する。

一 美術品その他の芸術に関する資料(以下「美術品等」という。)の収集、保管及び展示に関すること。

二 美術品等の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。

三 美術品等に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。

四 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び配布に関すること。

五 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映写会、研究会、公演会等の開催

に關すること。

六 美術その他の芸術に関する情報の収集及び提供に關すること。

七 美術その他の芸術に關する創作活動の場の提供に關すること。

八 その他県民の芸術に關する活動への参画の支援に關すること。

2 前項に規定する事務のほか、美術館は、青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。)(の管理に關する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第二百二十二条の三 美術館の名称及び位置は、青森県立美術館条例(平成十七年十月青森県条例第六十九号)の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置
青森県立美術館	青森市

別表第二技師の項の次に次のように加える。

専門員	培われた知識、経験又は能力に応じた事務又は技術に従事する。

別表第三の地域県民局の地域健康福祉部の項中「下北地域県民局を除く」を「東青地域県民局に限る」に改め、同表の地域県民局の地域農林水産部の項中「りんご生産指導監(中南地域県民局に限る。)(」を削り、「上北地域県民局を除く。)(」の下に「家畜保健衛生所副所長(中南地域県民局を除く。)(」を加え、同表の地域県民局の地域整備部の項中「次長」を「次長二人」に改め、同表の青森県鉄道管理事務所の項を削り、同表の青森県立あすなろ医療教育センターの項中「次長一人」を「次長」に改め、同表の保健所の項中「むつ保健所を除く」を「東地方保健所に限る」に改め、同表中青森県立美術館の項を削り、青森空港管理事務所の項の次に次のように加える。

青森県立美術館	事務局長、美術統括監、総括学芸主幹、学芸主幹、学芸主査、学芸員

別表第三の各出先機関(地域県民局を除く。)(及び各地域県民局の各部共通の項中

主査	を

別表第四第四号の表中

学芸員	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する専門的事項を整理する。
学芸主査	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する高度な専門的事項を整理する。
学芸主幹	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する特に命ぜられた専門的事項を掌理する。
総括学芸主幹	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する特に命ぜられた重要な専門的事項を掌理する。
美術統括監	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する専門的事項を総括整理する。

に改め、別表第三号の表中美術統括監の項からりんご生産指導監の項までを削り、白糠ハイパス整備推進監の項の次に次のように加える。

家畜保健衛生所副所長 次長(地域健康福祉部の次長に限る。)	当該所(総室)の長を補佐し、当該所(総室)の事務を整理する。
----------------------------------	--------------------------------

を

次長(地域健康福祉部の次長に限る。)	当該総室の長を補佐し、当該総室の事務を整理する。
--------------------	--------------------------

別表第四第一号の表中

主幹専門員	に改める。
主査	
主任専門員	

第十條第二項中「各部長」の下に、「観光国際戦略局長」を加える。

3 青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。  
(青森県褒賞規則の一部改正)

2 改正前の青森県行政組織規則第四十七条に規定する青森県鉄道管理事務所及び改正前の青森県行政組織規則第八十条に規定する青森県北海道情報センターの平成二十二年年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ青森県行政組織規則第六條第三項の規定に基づき鉄道施設に関する事務を所掌することとされた企画政策部に設置された機関及び商工労働部商工政策課において所掌するものとする。

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

(施行期日)

附 則

に改める。

主任看護師	培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。
主任看護師	培われた知識、経験又は能力に応じた特定の事務を掌理する。
主幹看護師	
主幹専門員	
主任看護師	
主任看護師	
主任看護師	

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二号二中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同号ホ及びヘ中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同号リ中「第十七条の四第一項及び第十七条の五第一項」を「第十七条の五第一項及び第十七条の六第一項」に改め、同号又中「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同号ル中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同条第二号ト中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第五号中ホをトとし、ニをヘとし、ハをホとし、ロをニとし、同号イ中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改め、同イを同号ハとし、同号イに及びロとして次のように加える。

イ 第十二条第三項及び第四項の規定による事業場外における産業廃棄物の保管の届出及び届出事項の変更の届出の受理に関する事

ロ 第十二条の二第三項及び第四項の規定による事業場外における特別管理産業廃棄物の保管の届出及び届出事項の変更の届出の受理に関する事

第五条の二第七号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第八条の二の六（第八条の十三の六において準用する場合を含む。）の規定による事業場外における保管の廃止の届出の受理に関する事

第十三条第一項第八号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に、「第七条第一項」を「第六条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成二十二年九月青森県規則第四十七号）附則第二項の規定による一時償還、監督及び支払猶予に関する事

第十八条第一項第二十二号に次のように加える。

二 第二十六条の規定による緊急調査に関する事

ホ 第二十八条第一項の規定による他人の土地の立入り及び一時使用に関する事

へ 第二十九条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知に関する事

第二十三条第一号中「行為」の下に「（財務規則第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入（交換の方法による取得を含む。）に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項第二十二号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令第四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
労働委員会事務局

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

（青森県庁議運営規程の一部改正）

第一条 青森県庁議運営規程（昭和三十七年四月青森県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部長」の下に「観光国際戦略局長」を加え、同条第四項の表部長の項の次に次のように加える。

観光国際戦略局 観光国際戦略局次長

第九条中「部長」の下に、「観光国際戦略局長」を加える。

(部局内部監査規程及び青森県職員表彰規程の一部改正)

第二条 次に掲げる訓令の規定中「部長」の下に、「観光国際戦略局長」を加える。

- 一 部局内部監査規程(昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号) 第二条第一項
- 二 青森県職員表彰規程(昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号) 第七条及び

第九条第二項

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第二条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「新幹線・交通政策課長」を「交通政策課長」に改め、「観光企画課長」を削り、「高規格道路・津軽ダム対策課長」の下に、「観光企画課長」を加える。

(津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部改正)

第四条 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程(昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「県土整備部次長」の下に、「観光国際戦略局次長」を加える。

別表第二中「新幹線・交通政策課長」を「交通政策課長」に改め、「国際交流推進課長、観光企画課長」を削り、「整備企画課長」の下に、「観光企画課長、国際経済課長」を加える。

(青森県消防関係職員服制の一部改正)

第五条 青森県消防関係職員服制(昭和三十年三月青森県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

「総括主幹

別表中 「総括主幹

主幹

主幹専門員

「主査

主任専門員

に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第六条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「観光企画課長」を削り、「建築住宅課長」の下に、「観光企画課長」を加える。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第七条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「医療業務課長、保健衛生課長」を「がん・生活習慣病対策課長、医療業務課長」に改め、「国際交流推進課長」及び「観光企画課長」を削り、「都市計画課長」の下に、「観光企画課長、国際経済課長」を加える。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第八条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表一中「県土整備部長」の下に、「観光国際戦略局長」を、「県土整備部次長」の下に、「観光国際戦略局次長」を加える。

別表二中「新幹線・交通政策課長」を「交通政策課長」に改め、「高規格道路・津軽ダム対策課長」の下に、「観光企画課長」を加える。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)

第九条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「農林水産部長」の下に、「観光国際戦略局長」を加える。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第十条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「県土整備部長」の下に、「観光国際戦略局長」を加える。

別表第二中「観光企画課長」を削り、「(エネルギー総合対策局)」を

「(観光国際戦略局)

観光企画課長 (エネルギー総合対策局)」に改める。

附則 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

青い森セントラルパークチーム設置規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青い森セントラルパークチーム設置規程

(設置)

第一条 県土整備部に青い森セントラルパークチーム(以下「チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 チームは、次の事務を所掌する。

- 一 青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウン構想の推進に関すること。
- 二 青い森セントラルパークに関すること。

(チームの職等)

第三条 チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 チームに必要なに応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、チームの所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、チームの所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、チームの所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

9 その他の職員は、上司の命を受け、チームの事務に従事する。

(チームの担当次長等)

第五条 県土整備部の各次長は、部長を補佐し、そのうち部の事務的事項に係る事務を整理する次長はチームの事務的事項に係る事務を、部の技術的事項に係る事務を整理する次長はチームの技術的事項に係る事務をそれぞれ整理する。

2 県土整備部の報道監は、次長として事務を整理するチームの事務的事項又は技術的事項の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

まるごとあもり情報発信チーム設置規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

まるごとあもり情報発信チーム設置規程

(設置)

第一条 観光国際戦略局にまるごとあもり情報発信チーム(以下「情報発信チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 情報発信チームは、本県の魅力についての情報の発信に係る施策の企画、立案及び推進に関する事務を所掌する。

(情報発信チームの職等)

第三条 情報発信チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、情報発信チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 情報発信チームに必要なに応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、情報発信チームの所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、情報発信チームの所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、情報発信チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、情報発信チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、情報発信チームの所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

9 その他の職員は、上司の命を受け、情報発信チームの事務に従事する。

附 則  
この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号  
庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程等の一部を改正する訓令

(行政経営推進室設置規程の一部改正)

第一条 行政経営推進室設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第

七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

(生活再建・産業復興局設置規程の一部改正)  
第二条 生活再建・産業復興局設置規程(平成二十三年三月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第六条第七項の次に次の一項を加える。

8 主幹専門員は、上司の命を受け、局の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

(おもり食品産業振興チーム設置規程の一部改正)  
第三条 おもり食品産業振興チーム設置規程(平成二十二年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、振興チームの所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

(ITER支援室設置規程の一部改正)  
第四条 ITER支援室設置規程(平成十九年三月青森県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な

事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、支援室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令

原子力施設安全検証室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、検証室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第五条第一項中「新幹線・交通政策課」を「交通政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令

並行在来線対策室設置規程（平成十八年三月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青い森鉄道対策室設置規程

第一条中「並行在来線対策室」を「青い森鉄道対策室」に改める。

第二条第一号中「東北新幹線延伸後における並行在来線」を「青い森鉄道線」に改め、同条第三号を削る。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第五条第一項中「新幹線・交通政策課」を「交通政策課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部改正)

2 青森県鉄道施設の管理に関する規程（平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「並行在来線対策室長」を「青い森鉄道対策室長」に改める。

青森県訓令甲第十号

人づくり戦略チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
各 出 先 機 関  
庁 中 一 般

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

人づくり戦略チーム設置規程の一部を改正する訓令

人づくり戦略チーム設置規程（平成十八年三月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、戦略チームの所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

第五条第一項中「広報広聴課」を「交通政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

各 出 先 機 関  
庁 中 一 般

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

県境再生対策室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「環境再生調整監」を「次長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次長は、室長を補佐し、対策室の事務を整理する。

第四条第一項中「主査」を「主幹専門員、主査、主任専門員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

第四条第五項の次に次の一項を加える。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

各 出 先 機 関  
庁 中 一 般

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県副知事の事務分担等に関する規程（平成十九年七月青森県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「所掌事務」の下に「（総合販売戦略課の分掌事務を除く。）」を加え、同条第三号に次のように加える。

イ 農林水産部の所掌事務（総合販売戦略課の分掌事務に限る。）

ウ 観光国際戦略局の所掌事務

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「並行在来線対策室長」を「青い森鉄道対策室長」に改め、「あおもり食品産業振興チームリーダー」の下に「青い森セントラルパークチームリーダー、まるごとあおもり情報発信チームリーダー」を加え、同条第八号中「及び生活再建・産業復興局次長」を「生活再建・産業復興局次長及び県境再生対策室次長」に改め、同条第十三号中「及び教頭」を「教頭及び家畜保健衛生所副所長」に改める。

第四条第一項中「企画政策部」の下に「及び観光国際戦略局」を加え、「第一順位の副知事」を「第一順位の副知事、総合販売戦略課の分掌事務にあつては農林水産部の所掌事務（総合販売戦略課の分掌事務を除く。）を担当する副知事（以下「農林水産部担当の副知事」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、水産局長は、別表第一の水産振興課の項及び漁港漁場整備課の項の部長専決事項の欄に掲げる事務を専決する。

第四条第三項中「商工労働部にあつては観光局長又は次長」を削る。

第八条第三項中「企画政策部」の下に「及び観光国際戦略局」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事務が総合販売戦略課の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

- 一 知事が不在のときは、農林水産部担当の副知事がその事務を代決する。
- 二 知事及び農林水産部担当の副知事がともに不在のときは、他の副知事がその事務を代決する。

第九条第三項中「企画政策部の」を「企画政策部及び観光国際戦略局の」に改め、同項第二号中「第一順位の副知事及び第二順位の」を削り、「企画政策部長」を「主管部長」に改め、同項第三号中「企画政策部長」を「主管部長」に改め、「ときは」の下に「企画政策部にあつては」を、「原子力施設安全検証室長」の下に「観光国際戦略局にあつては次長」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事務が総合販売戦略課の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

- 一 農林水産部担当の副知事が不在のときは、他の副知事がその事務を代決する。
- 二 副知事がともに不在のときは、農林水産部長がその事務を代決する。
- 三 副知事及び農林水産部長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

第十条中第九項を削り、第十項を第九項とし、同条第十一項中「かわらわら」の下に「観光国際戦略局」を加え、同項を同条第十項とする。

第十条の二を削り、第十条の三を第十条の二とする。

第十二条第六項第一号二中「すべて」を「全て」に改め、同号へ中「が不在のときは」の下に「地域整備部の事務的事項に係る事務を担当する地域整備部次長（以下「事務的事項担当の地域整備部次長」という。）が、地域整備部長及び事務的事項担当の地域整備部次長がともに不在のときは他の」を、「及び地域整備部次長」の下に「の全て」を加え、同項第三号中「並びに青森県病害虫防除所の六戸町駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て青森県病害虫防除所長が指定するもの」を削り、「指定する職員」の下に「（地域農林水産部の家畜保健衛生所にあつては、家畜保健衛生所副所長）」を加える。

別表第一環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄中ウをヨとし、ヲをワとし、同ワの次に次のように加える。

カ 第十五条の三の三第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者の認定、同条第二項の規定による当該認定の更新及び同条第五項の規定による当該認定の取消しに関すること。

別表第一環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄ル中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、同ルを同欄ヲとし、同欄又中「第十五条の二の五第一

項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同又を同欄ルとし、同欄中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、同欄ホ中「第九条の三第九項」を「第九条の三第十項」に改め、同ホを同欄ヘとし、同欄ニの次に次のように加える。

ホ 第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定、同条第二項の規定による当該認定の更新及び同条第五項の規定による当該認定の取消しに關すること。

別表第一環境政策課の項の第四号の部長専決事項の欄口中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同項の第五号の部長専決事項の欄八中「第十四条の七第一項」を「第十四条の八第一項」に改める。  
別表第一健康福祉政策課の項の次に次のように加える。

が ん ・ 生 活 習 慣 病 対 策 課	
一 健康増進法（平成十四年法律第百三三号）の施行に關する次のこと。	
	イ 第十一条第一項の規定による調査世帯の指定に關すること。

別表第一保健衛生課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表高齢福祉保険課の項の第三号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同表国際交流推進課の項、観光企画課の項及び新幹線交流推進課の項を削り、同表総合販売戦略課の項の第四号の課長専決事項の欄ロを削り、同表都市計画課の項の第三号中「都市公園法」の下に「（昭和三十一年法律第七十九号）」を加え、「観光局長及び観光企画課長の専決に係る」を「観光企画課の項に定める」に改め、同表高規格道路・津軽ダム対策課の項の次に次のように加える。

観 光 企 画 課

一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に關する次のこと。

- イ 第七条第五項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による旅行業の登録の取消しに關すること。
- ロ 第十九条第一項の規定による旅行者等の業務の停止の命令及び登録の取消しに關すること。
- ハ 第六条の四第一項の規定による旅行者の変更登録に關すること。
- ニ 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告に關すること。
- ホ 第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可及び変更の認可に關すること。

二 都市公園法の施行に關する次のこと（青森県総合運動公園（運動施設区域及び知事が別に指定する施設を除く。）に係るものに限る。）。

- イ 第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に關すること。
- ロ 第十三条の規定による原因者負担
- イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に關すること。
- ロ 第五条の二第一項の規定による兼

<p>四 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 一件の設計額が二億六千万円以上三億九千万円未満の工事の施行に関すること。</p> <p>ロ 当初契約予定価格が三億九千万円以上五億円未満の工事の設計変更に関すること。</p>	<p>三 工事の施行に関する次のこと。</p>	<p>金の負担に関すること。</p> <p>八 第二十六条第二項及び第四項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>二 第二十七条第一項及び第二項の規定による監督処分に関すること。</p> <p>ホ 第二十七条第三項の規定による必要な措置の実施に関すること。</p> <p>ハ 第二十七条第六項の規定による工作物等の売却に関すること。</p>
<p>イ 観光に係る調査に関すること。</p>	<p>ロ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の工事の設計変更に関すること。</p>	<p>イ 一件の設計額が一億三千万円未満の工事の施行に関すること。</p> <p>ロ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の工事の設計変更に関すること。</p>	<p>用工作物の管理の方法についての協議に関すること。</p> <p>八 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての協議に関すること。</p> <p>二 第二十七条第一項の規定による都市公園台帳の作成及び保管に関すること。</p> <p>ホ 第二十八条第二項の規定による損失の補償の協議に関すること。</p>

<p>別表第二青森県鉄道管理事務所長の項を削る。</p>	<p>会計管理課集中調達物品購入事務担当グループマネージャー</p> <p>一 一件の予定価格が三百万円未満の集中調達物品の購入に関すること。</p> <p>二 集中調達物品に係る支出命令に関すること（需用費及び備品購入費に係るもの並びに報償費に係る一件の金額が千二百万円未満のものに限る。）。</p>	<p>別表第一会計管理課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項の第三号の課長専決事項の欄イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。</p> <p>イ 第二百七十一条第三項第一号の規定による指定物品の指定に関すること。</p> <p>別表第一の二会計管理課の項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。</p> <p>別表第一の二会計管理課物品調達事務担当グループマネージャーの項を次のように改める。</p>	<p>国際経済課</p> <p>一 海外移住に関する次のこと。</p> <p>イ 海外移住の啓発及び推進に関すること。</p> <p>二 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 貿易関係の調査及び情報の提供に関すること。</p>	<p>観光交流推進課</p> <p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第三十三条第一項の規定による通訳案内士に対する懲戒に関すること。</p> <p>二 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 第十八条の規定による通訳案内士の登録に関すること。</p> <p>イ 観光宣伝に関すること。</p>
------------------------------	---	--	---	--

別表第二の二中

青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長	青森県立美術館 の庶務担当責任 者
青森県営農大 学 校 校 頭	青森県営農大 学 校 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長
青森空港管理事 務所次長	青森空港管理事 務所の庶務担当 の内部組織の長

を

青森県営農大 学 校 校 頭	青森県営農大 学 校 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長
青森空港管理事 務所次長	青森空港管理事 務所の庶務担当 の内部組織の長
青森県立美術 館 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長	青森県立美術 館 の 庶 務 担 当 責 任 者

に改める。

別表第三指定駐在職員の項の第一号中、「三沢市駐在若しくは六戸町駐在」を「若しくは三沢市駐在」に改める。

別表第四中「すべて」を「全て」に、「地域整備部次長（地域整備部次長が不在のときは）」を「事務的事項担当の地域整備部次長（事務的事項担当の地域整備部次長が不在のときは）」を「事務的事項担当の地域整備部次長、地域整備部次長の全てが不在のときは」に、

青森県立美術 館 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長	青森県立美術 館 の 庶 務 担 当 責 任 者
---	---

を

青森県営農大 学 校 校 頭	青森県営農大 学 校 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長
青森空港管理事 務所次長	青森空港管理事 務所の庶務担当 の内部組織の長

に改める。

青森県営農大 学 校 校 頭	青森県営農大 学 校 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長
青森空港管理事 務所次長	青森空港管理事 務所の庶務担当 の内部組織の長
青森県立美術 館 の 庶 務 担 当 の 内 部 組 織 の 長	青森県立美術 館 の 庶 務 担 当 責 任 者

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭